

入間市告示第104号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

入間市長 木下 博

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く区域
- 2 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）別表第8に定める入間基地の存する区域を除く